

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和6年度太田川下流デルタ域分派部改築方針検討他業務
業 務 概 要	本業務は、太田川水系河川整備基本方針変更を踏まえた祇園水門・大芝水門の計画分派への改築について方針を検討するとともに、祇園水門の予備設計等を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官中国地方整備局 太田川河川事務所長 高畑 栄治 広島県広島市中区八丁堀3番20号
契 約 年 月 日	令和7年3月28日
契 約 業 者 名	(株) 建設技術研究所中国支社
契 約 業 者 の 住 所	広島県広島市東区光町1-13-20
契 約 金 額	41,668,000円(税込)
予 定 価 格	41,668,000円(税込)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業 務 場 所	太田川河川事務所管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
履 行 期 間 (自)	令和7年3月29日
履 行 期 間 (至)	令和7年12月26日
備 考	

契約理由書
(簡易公募型プロポーザル方式)

契約業者名： (株) 建設技術研究所

業務の名称： 令和6年度太田川下流デルタ域分派部改築方針検討他業務

契約理由： 本業務は、太田川水系河川整備基本方針変更を踏まえた祇園水門・大芝水門の計画分派への改築について方針を検討するとともに、祇園水門の予備設計等を行うものである。

業者の選定にあたっては、簡易公募型プロポーザル方式を採用し、配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程計画・その他、評価テーマに関する技術提案について総合的に評価を行った結果、他社より優れていると判断したため、上記業者と契約することが妥当である。

よって、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、契約を行うものである。